

様式第2号（第8条関係）

会議録

1 会議の名称 令和7年度 第1回 川根本町社会福祉施設運営委員会

2 会議日時 令和7年12月17日（水）午前10時から11時まで

3 開催場所 川根本町福祉センター ボランティアビューロー

4 出席した者の氏名

(1) 委員 中村裕平委員長、小澤敦夫副委員長、後藤勝委員、菌田優子委員、久保敏幸委員、小野田由樹子委員

(2) 執行機関 (事務局)

健康福祉課 課長 森下育昭、健康づくり室長 森下和典、主幹 梶山雄紀  
(川根本町福祉センター指定管理者 社会福祉協議会)  
事務局長 藤下和英、事務局次長 加藤史崇

5 報告・協議事項

- (1) 川根本町福祉センターの運営状況について  
(2) 創造と生きがいの湯の運営状況について  
(3) 創造と生きがいの湯の営業時間及び料金の改定について

6 会議資料の名称

- ・資料1 川根本町福祉センター 資料
- ・資料2 創造と生きがいの湯 資料
- ・資料3 創造と生きがいの湯の営業時間及び料金の改定について 資料

7 発言の内容

(1) 川根本町福祉センターの運営状況について  
(川根本町福祉センター指定管理者 社会福祉協議会)

令和6年度の実績については、資料1のとおり。建設から30年以上経過し、建物の老朽化や設備劣化が進行。安全性、耐久性への影響、突発的な故障リスク、災害時の対応負担などが課題。今後は、応急的な修繕だけでなく、中長期的な視点での施設更新や改修の検討が必要。福祉センターが町民にとって身近で頼れる拠点であり続けることが重要。指定管理者として、利用者の安全・安心を最優先に日々の管理を徹底し、行政と連携して計画的な施設整備・更新を進める。

(委員)

令和6年度の入浴施設利用者が11名というのは、年間を通しての総数ということか。

(川根本町福祉センター指定管理者 社会福祉協議会)

その通り。ただし、当該入浴施設は、福祉センターと同じ建物にあって他団体が指定管理者となっている「デイサービスセンター」との併用となっている。そのため、この数字はあくまで一般の利用者のみの集計である。町内の災害発生時や断水時には入浴施設を開放し、被災した町民が利用できるよう案内している。

(2) 創造と生きがいの湯の運営状況について

(事務局)

令和6年度の実績については、資料2のとおり。

(3) 創造と生きがいの湯の営業時間及び料金の改定について

(事務局)

営業時間及び料金の改定の検討に至った経緯及び改定案については、資料3のとおり。

(委員)

町内に他の温泉施設もたくさんある中で、利用料を値上げしたら来なくなるのではないかという懸念がある。町として厳しい財政状況だということは、理解している。

(事務局)

現在の料金で「高い」と感じる人が一人もいなかつたというアンケート結果もあり、すぐに利用者が減ることはないと考えている。他の温泉施設との比較では、この施設は小規模であり、サービス内容も限定的であるため、価格設定は慎重に行う必要があるという認識を持っている。

(委員)

福祉施設として必要であることは理解するが、赤字がずっと続いていくのは問題だ。この赤字は今後もどんどん増えていくだろう。

(事務局)

将来的には、町の財政状況と照らし合わせて、施設に関するさまざまな点において見直す必要も出てくる可能性は認識している。

(委員)

その際には、利用者の生活状況への影響や、他の関連施設との調整なども考慮した上で、施設の在り方や利用者の負担も検討するべきだろう。

(事務局)

その点は常に考慮している。

(委員)

営業時間についてだが、土日祝日の営業開始時間を午前11時に繰り下げる案が出ているが、もっと繰り下げて午後からの営業開始ではだめなのか。

(事務局)

他の時間帯と比較して利用者が少ないものの、利用者のニーズがゼロというわけではない。まずは午前中の時間帯を短くすることで、他の時間帯との利用者数の均衡を図りたい。

(委員)

入浴施設利用料金だけでなく、多目的室などの利用料金も値上げしないのか。

(事務局)

現時点では、入浴施設の利用料金のみの変更を考えている。

(委員)

利用料金について、町民 200 円・町外 400 円という提案だが、正直に言えばもっと高くても良いのではないか。町民 250 円・町外 500 円くらいでも問題ないと思う。週に 1・2 回来る人であれば問題ないだろう。

(事務局)

浴槽自体が駐車場 1 台分くらいの狭さであり、他の日帰り入浴施設と比較しても高い水準のサービスを提供しているわけではないため、料金とサービス内容のバランスを考えると、大幅な値上げは難しいと考えている。

ただし、今回の委員会でのご意見を踏まえ、まずは町民 200 円・町外 400 円の段階的な値上げとさせていただき、今後のさらなる値上げも念頭に置くこととしたい。

そのことを可能とするために、料金の根拠となる条例について、今後柔軟に料金を変更できるような改正を検討する。例えば、利用料金について固定の金額を明記するのではなく、町民 300 円以内・町外 600 円以内といった幅を設けることが考えられる。

さらなる値上げが必要となった、またそれが実現できると考えられる時には、その都度、本運営委員会と議会にお諮りしたい。

まずはこの改定案で来年 3 月の議会に諮り、5 月からの運営開始を目指したい。

上記に相違ないことを確認する。

委員長 中村 裕平